

第1次国土強靱化実施中期計画 （素案）

令和7年4月1日

目次

第1章	基本的な考え方	2
第2章	計画期間	6
第3章	計画期間内に実施すべき施策	7
第4章	推進が特に必要となる施策	8
1	施策の内容	8
(1)	国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理	8
(2)	経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強 韌化	21
(3)	デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化	34
(4)	災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化	39
(5)	地域における防災力の一層の強化	43
2	対策の事業規模	49
第5章	フォローアップと計画の見直し	50

第1章 基本的な考え方

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。

令和6年元日に発生した能登半島地震は、多くの人命や家屋、ライフライン等に甚大な被害をもたらした。この地震により、多数の被災者が長期にわたる避難を余儀なくされており、その後、復旧・復興最中の能登地域を襲った9月21日からの線状降水帯を伴う大雨により、被災地は一層厳しい状況に直面している。また、8月8日に発生した日向灘を震源とする地震では、政府として初の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されるなど、巨大地震の切迫性が高まりを見せている。

豪雨や台風による災害も全国各地で相次いで発生しており、7月に秋田県や山形県において大雨による河川氾濫や土砂災害等が発生したほか、8月29日に上陸した台風第10号が日本列島を縦断し、大きな被害をもたらしている。また、令和7年2月には岩手県大船渡市で大規模な林野火災も発生したところである。

このような中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下「3か年緊急対策」という。）や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」という。）として進めてきたハード・ソフト両面からの国土強靱化施策が着実に効果を発揮している。令和6年能登半島地震では、緊急輸送道路や港湾・空港が大きな被害を受けたものの、耐震化や老朽化対策を講じた箇所は軽微な損傷に留まったことから、陸海空の連携により輸送ルートを確保し、救援物資等の輸送が行われた。また、日向灘を震源とする地震では、津波注意報が発表される中、定期的を実施している避難訓練の成果を発揮し、多くの住民等が津波浸水想定区域内の特定避難困難地域解消のために整備された津波避難施設へ迅速に避難するなど、地域防災力の高まりも見られる。

このように、令和6年以降に限っても、頻発する大規模自然災害に対し、国土強靱化施策が効果を発揮しており、今後、激甚化・頻発化する大規模自然災害等に対応していくためには、平時、発災時、復旧・復興という一連の政府の災害対策をリードする司令塔としての役割を担う防災庁設置に向けた検討を進めるとともに、令和6年能登半島地震や令和7年1月に埼玉県八潮市において発生した道路陥没事故などの教訓を踏まえつつ、国土強靱化施策の更なる加速化・深化を図る必要がある。

とりわけ、令和7年3月末に公表された南海トラフ巨大地震の被害想定では、人的被害（死者）が最大約29.8万人、資産等の直接被害が約224.9兆円、生産・サービス低下による被害を含めた場合の被害額が約270.3兆円と

推計されている。このような未曾有の大規模自然災害から一人でも多くの人命を守り、国民生活や社会経済活動の維持・早期復旧を図るため、国民、事業者、地域、行政等のあらゆる主体が総力を挙げて、国土強靱化の取組を推進する必要がある。

大規模地震による被害想定

	東日本大震災 (2011年)	南海トラフ 巨大地震 ^{※1}	首都直下 地震 ^{※2}	日本海溝・ 千島海溝沿いの 巨大地震 ^{※3}
	(実績値)	(推計)	(推計)	(推計)
人的被害 (死者)	約 2.0 万人	最大 約 29.8 万人	最大 約 2.3 万人	最大 約 19.9 万人
資産等の 直接被害	約 16.9 兆円	約 224.9 兆円	約 47.4 兆円	約 25.3 兆円
生産・サービス 低下による被害 を含めた場合	—	約 270.3 兆円	約 95.3 兆円	約 31.3 兆円

※1 (出典)：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ 報告書 (令和7年3月31日)

※2 (出典)：首都直下地震対策検討ワーキンググループ 最終報告 (平成25年12月19日)

※3 (出典)：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ 報告書 (令和4年3月22日)

一方、現下の人件費・資機材価格の高騰や人口減少・少子高齢化を背景に、コスト増大や工期延伸等への対応が必要となるなど、5か年加速化対策の策定当初に設定した目標の達成に向け、諸課題が顕在化している。今後、国土強靱化施策の推進にあたっては、以下の観点から、「災害外力・耐力の変化」、「社会状況の変化」、「事業実施環境の変化」という3つの変化に対応していく必要がある。

(災害外力・耐力の変化への対応)

気候変動に伴い激甚化・頻発化する大雨や台風、大雪等によってもたらされる気象災害に対し、「適応」と「緩和」の両面から対策を進めるとともに、別途検討が進められている巨大地震対策等の議論も踏まえ、切迫する南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震や火山噴火等に係る対策の加速化・深化を図る。

対策の実施にあたっては、施設ごとの耐災害性強化に留まらず、国や地域全体の強靱化に如何に貢献し得るかとの観点から、国と地方、省庁、官民等の組織の枠を超えて連携強化を図り、ハード・ソフト対策を一体的に推進する。とりわけ、ライフラインについては、従来のネットワーク型施設の強靱化に加え、最先端の技術を駆使し、自立分散型システムを積極的に導入するなど、地域の実情に応じた再構築を図り、次世代にわたり機能し続けること

ができるライフラインへの転換を図る。また、気候変動対策の国際的な潮流やネイチャーポジティブの考え方を踏まえ、豊かな自然の恵みを生かすグリーンインフラの活用を積極的に推進する。

さらに、一人一人が災害に備え、自ら対策を講じるよう普及啓発や防災教育に取り組むとともに、「誰ひとり取り残さない」との考えに立ち、障害者や高齢者、こども、女性、外国人等に配慮した取組を進める。また、避難所環境や保健・医療・福祉等の環境改善・充実を図るとともに、避難施設の整備・機能強化を推進する。なお、近年の災害の激甚化・頻発化等への対応や国民保護の観点から、避難施設の整備等に当たっては、自然災害のみならず、自然災害以外の有事の際にも機能するよう配慮する。

一方、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進行する中、著しい劣化や損傷が進行し、「災害耐力の低下」による被害拡大が懸念されている。令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、社会経済活動に大きな影響をもたらしており、来るべき大規模災害に備える上でも、対策は急務である。目では見えないほどゆっくりとした速度で、着実に忍び寄るインフラの老朽化は、災害に対する脆弱性を高め、耐力の限界を超えた時、突如としてリスクが顕在化する。このような「災害耐力の低下」と「災害外力の増大」による、謂わば「複合災害」とも言える事態の発生を回避するため、インフラ長寿命化基本計画等に基づき、既に災害耐力の低下が顕在化しつつある老朽インフラの修繕・更新を強力に推進し、予防保全型メンテナンスへの移行を図る。その際、防災・減災対策との一体的な推進により効率的・効果的に取組を進めるとともに、総括原価方式等の料金徴収の仕組みも含め、持続可能なインフラの維持管理体制の構築に向けた検討を進める。また、市区町村界に捉われない広域的な観点から、複数の分野のインフラを群として捉え、資金面も含めた官民連携やデジタル等新技術の開発・活用によりメンテナンスの効率化・高度化を図る。

(人口減少等の社会状況の変化への対応)

人口減少・少子高齢化社会の到来を見据え、全国各地で地方創生の取組や持続可能なまちづくりが進められているものの、東京圏への転入超過・拡大が続いている。地方創生2.0の「基本的な考え方」(令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定)では、「東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散」を掲げ、分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府関係機関等の移転などに取り組むとともに、地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正することとしており、これを強力に推進していく。首都直下地震や富士山噴火等に備え、東京に集中している政府を始めとした様々な中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進め、危機管理強化を図ること

は、国土強靱化の観点からも重要である。このため、国土強靱化と地方創生の連携を強化し、平時と有事の両面から「自律・分散・協調」型社会の形成に向け、地域の創意工夫を活かした取組と国土強靱化の取組を生産性の向上に資する形で一体的に推進し、地域の新たな未来を切り開く。

地域に根付いた農林水産資源や産業基盤、文化財、観光資源等を活用した地方創生の取組推進にあたっては、平時においても災害リスクが内在することを認識し、災害時において迅速な体制移行が可能となるよう、フェーズフリー対策を積極的に導入する。また、発災後の生活や生業の継続・再建は、地域の存続に直結する場合もあることから、地域コミュニティの強化も含め、ハード・ソフト両面からきめ細かな対策を講じる。

さらに、安全・安心なまちづくり・地域づくりには相当程度の時間を要することを踏まえ、災害リスクを含む地域特性を踏まえた長期的な視点に立ち、地方公共団体の総合計画や立地適正化計画等のまちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化を計画策定段階から図るとともに、事前復興まちづくり等の防災まちづくりを強力に推進する。これら取組の推進にあたっては、地域特性や災害特性を踏まえ、複合災害の発生も含めたリスクシナリオを設定した上で国土強靱化地域計画の具体化を図る。

令和6年能登半島地震や奥能登豪雨を踏まえ、半島特有の地理的条件を踏まえた「半島防災・強靱化」を推進するなど、半島・離島等の条件不利地域における対策を強化する。陸海空の交通ネットワークの強化によるアクセス困難性への対応を図るほか、上下水道や電力、通信について、地域条件に応じて自立分散型システムの導入を図るなど、運営基盤の強化と耐災害性強化の双方の観点から工夫を講じる。

(事業実施環境の変化への対応)

人口減少・少子高齢化を背景に、災害現場を担う国や地方公共団体、建設・医療等の人材確保・育成が課題となっている。また、人手不足に伴う人件費の高騰は、財政や経営の面からも対応が急務である。このため、年齢や性別に捉われない幅広い人材活用に向けた取組を進めるとともに、限られた人材でも最大限の対応が可能となるよう、革新的なデジタル等新技術の活用により自動化・遠隔操作化・省人化を図るなど、国土強靱化分野における生産性向上の取組を推進する。

技術革新に伴って豪雨災害等の発生に関する予測精度も向上し、あらかじめ災害対応に必要な準備を行うことが可能となりつつある。災害リスクが顕在化するおそれのある地域からの早期避難はもとより、公共交通機関の計画運休や道路の早期通行止め、これに伴う社会経済活動の計画的抑制など、災害対応や被害を拡大させない観点から社会全体が一丸となって取組を推進する。国民一人一人の防災意識の向上を図り、安全確保のための不便・不利

益に対する社会受容性の向上に向けた取組を推進するとともに、それらを社会全体として機能させるため、平時から災害時への円滑なモードチェンジが可能となるよう、南海トラフ地震臨時情報の検証結果を踏まえた対応や SNS 上に流通・拡散する偽情報への対策等を含め、フェーズフリーな仕組みづくりを推進する。

また、革新的技術の進展や防災・減災に対する意識の高まりを受け、民間の取組が大きく変化している。「自助・共助・公助」の適切な役割分担の下、大規模災害発生時においても、国民生活や経済活動を可能な限り支えていく必要があり、民間が提供するデータ・デジタル技術を用いた自然災害のリスク評価サービスなどを通じて、企業や個人がリスクとそれに対する必要な備えを適切に認識し、災害保険や防災・減災サービスなどを活用することについて、啓蒙活動をはじめとした一層の取組強化を図る。また、経済安全保障上重要なインフラが大規模自然災害時にも確実に機能し、重要な物資・役務を供給できるよう官民連携による取組を推進する。

さらに、自然災害の激甚化・頻発化に伴い、災害対応が長期に及ぶことも想定し、初動対応から復旧・復興に至る災害対応フェーズにおいて、特定の地域・人材等に過度な負担が生じないように、広域的な連携体制の強化を図るとともに、迅速かつ効率的な対応が可能となるよう、災害対応に活用する資機材の仕様の共通化や規格化を進めるなど、持続可能な体制構築に向けた取組を推進する。

本計画は、令和 5 年 6 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」（以下「基本法」という。）が改正されたことを受け、基本法第 11 条の 2 に基づき、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）に基づく施策の実施に関する中期的な計画（以下「実施中期計画」という。）を定めるものである。基本計画に定めた国土強靱化政策の展開方向（5 本柱）に沿って実施中期計画期間内に実施すべき国土強靱化施策の内容及び目標を明らかにするとともに、5 か年加速化対策に続く計画として、その推進が特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定める。これにより、施策の一層の重点化を図るとともに、組織の枠を超えた施策連携強化型の国土強靱化を推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める。

第 2 章 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年度から 12 年度までの 5 年間とする。

第3章 計画期間内に実施すべき施策

基本計画第1章4「国土強靱化政策の展開方向」及び第3章「国土強靱化の推進方針」を踏まえ、計画期間内に実施する施策は以下の方針に基づき推進することとし、その内容及び目標は別紙のとおりとする。

(1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震、火山噴火等の大規模自然災害に対する耐災害性強化を図るため、防災インフラの整備・管理や監視・観測体制の強化、障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した効果的な情報発信等をハード・ソフト両面から推進し、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守る。

(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

道路、鉄道、空港、港湾等の各交通ネットワークの耐災害性強化を図るとともに、高規格道路や新幹線等のシームレスな高速交通ネットワークの整備、交通結節点の防災拠点機能の強化により、陸海空の交通連携によるリダンダンシーを確保し、迅速な人命救助や経済活動の維持・継続、早期の復旧・復興を支える。

また、上下水道、電力、通信等について、地域の実情を踏まえ、維持すべき施設の耐災害性強化・老朽化対策を推進するとともに、自立分散型施設を適切に組み合わせ、持続可能なインフラへと再構築を図る。これにより、ライフラインの機能維持・早期復旧を可能とし、被災地の生活・生業を守る。

(3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

平時から災害時への円滑なモードチェンジが可能となるよう、フェーズフリーなデジタル等新技術の活用環境を構築するために必要な対策を推進し、被災者の迅速な避難や避難生活等の環境改善、災害現場を担う国や地方公共団体、建設・医療等の支援者の負担軽減や災害対応における生産性向上を図る。

(4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

行政、民間、国民の一人一人が各々の立場で、国民の生命・財産・暮らしを守るための取組を推進するとともに、相互の連携体制を強化し、自助・共助・公助のバランスのとれた災害対応が可能な社会を実現する。

(5) 地域における防災力の一層の強化

平時、発災時、復旧・復興という一連の政府の災害対策をリードする司令塔としての役割を担う防災庁を令和8年度中に設置する。

民間・NPO・ボランティア・消防団・水防団等の活動環境の整備等を推進し、人命救助の観点から重要となる災害発生から72時間以内に一人でも多くの人命を救助する。また、避難所環境や保健・医療・福祉の事業継続性確保のために必要な対策を進め、災害関連死ゼロを目指す。

第4章 推進が特に必要となる施策

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する南海トラフ地震を始めとする巨大地震等から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持・発展させていくためには、災害経験から得られた知見を蓄積し、将来にわたり不断に事前防災の取組を進めていく必要がある。また、インフラ老朽化に伴う災害耐力の低下をもたらすことがないよう、将来にわたってインフラを健全な状態で維持し続けなければならない。

実施中期計画は、この観点から進める国土強靱化の新たなスタートとして、計画期間内に特に推進すべき施策の目標を設定するとともに、その先を見据えた現段階の長期目標についても明示することとし、第3章に示す施策のうち、以下について重点的に取組を推進する。

なお、これらの施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率は8割程度とされ、今後も確率の上昇が見込まれること、大雨の発生頻度は既に有意に高まっていること等に鑑み、いっどこで発生してもおかしくない大規模自然災害に備え、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度の期間を一つの目安として、国土強靱化のレベルを一段上の水準まで引き上げることを念頭に検討・設定したものである。施策の中には、事業箇所における各種調整等に一定の時間を要すること、気候変動の影響等により全体事業量が増加したこと等により、長期目標の達成に30年超の期間を要するものもあるが、このような施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位を検討の上、実施していくこととする。

1 施策の内容

(1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

国民の生命・財産・暮らしを守り、魅力あふれる多様な地域・国土を未来に引き継ぐため、長期的な視点に立ち、防災インフラの整備・管理や老朽化対策を着実に推進する。

AI・ドローン等の最先端のデジタル等新技術の活用により、インフラの管理・運用の高度化や住民避難の体制強化を図るとともに、まちづくりとの連携強化やグリーンインフラの活用を図るなど、ハード・ソフト両面から対策を講じ、次世代にわたり機能するインフラへの転換を図る。

《監視・観測体制の強化と予測精度向上、効果的な情報発信》

災害リスクが顕在化する前に早期避難を促すため、リアルタイム災害危険情報の充実を図る。このため、次世代の静止気象衛星の整備を始めとする気象観測体制の強化を図るとともに、気象予測の精度向上や危機管理型水位計・浸水センサ等による監視強化、地震や火山活動の観測網の強化、津波警報、噴火警報等の着実な提供を推進する。

○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ・水災害リスク情報の充実・活用【国交】

《目標》

洪水浸水想定区域が指定されている市区町村（全国約 1,543 市区町村（令和 5 年度末時点））のうち、最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合
0%【R5】 → 100%【R12】

雨水出水浸水想定区域図が作成される市区町村（全国約 800 市区町村（令和 7 年度末時点想定））のうち、最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合
0%【R5】 → 100%【R12】

津波災害警戒区域が指定されている市町村（全国約 436 市区町村（令和 5 年度末時点））のうち、最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合
0%【R5】 → 100%【R12】

高潮浸水想定区域が指定されている市区町村（全国約 213 市区町村（令和 5 年度末時点））のうち、最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合
0%【R5】 → 100%【R12】

土砂・流木の影響を受けると想定される河川（約 50 河川（令和 7 年度末時点想定）のうち、河川からの氾濫に係るハザードに土砂・流木の影響を見込んだハザード情報が示されている河川の割合

0%【R6】→40%【R12】→100%【R17】

土砂災害警戒区域（約 699,100 区域（令和 5 年度末時点）のうち、土砂災害ハザードマップの作成・公表が完了した区域の割合

96%【R5】→100%【R12】

○ 静止気象衛星の整備等による線状降水帯・台風等の予測精度の更なる向上
・線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する防災気象情報の高度化【国交】

《目標》

次期静止気象衛星及び次々期静止気象衛星の整備（契約・基本設計審査・詳細設計審査・構成品製造完了・統合作業・打上げ・運用開始の 7 工程）の進捗率

7%【R5】→71%【R12】→100%【R16】

線状降水帯に関する情報の迅速化・詳細化（発生情報の早期提供に係る 3 工程、半日前予測の開始及び対象領域の段階的な絞り込みに係る 3 工程）の実施進捗率

67%【R6】→100%【R11】

台風予報の精度（台風中心位置の予報誤差）

186km【R1～R5 の平均値】→100km[※]【R8～R12 の平均値】

※現在の科学技術で実現可能な最高水準の目標値

地震観測施設の耐災害性強化（停電対策が必要な箇所：663 箇所）の完了率

36%【R5】→67%【R12】→100%【R15】

緊急地震速報を大きく外すことなく精度良く（震度の誤差が震度階級で±2 階級以下）提供した地域の割合

89.3%【H28～R2 の平均】→92%[※]【R8～R12 の平均】

※現在の科学技術で実現可能な最高水準の目標値

津波に関する情報を迅速に提供（地震発生から3分以内に津波警報・注意報を発表、もしくは津波の心配がない旨を5分以内に発表）した割合

95.7%【R1～R5】 → 96%※【R8～R12の平均】

※現在の科学技術で実現可能な最高水準の目標値

火山観測施設の耐災害性強化（停電対策が必要な箇所：61箇所）の完了率

7%【R5】 → 52%【R12】 → 100%【R15】

火山噴火に関する情報を的確に提供（噴火前に噴火警報、または噴火発生から5分以内に噴火速報を発表）した割合

99.97%【R1～R5の平均】 → 99.98%※【R8～R12の平均】

※現在の科学技術で実現可能な最高水準の目標値

・河川情報等の充実【国交】

《目標》

国管理河川（約10,000km）において新技術（夜間の視認性を向上させたカメラ：約2,400箇所）による河川流況等の観測、危機管理の高度化を実現した割合

0%【R6】 → 100%【R12】

国・水資源機構管理ダム等（152施設）において水管理の高度化に向け最新の水位予測技術（長時間アンサンブル降雨予測技術等）を導入しているダム等の割合

0%【R6】 → 100%【R12】

周辺に住民や登山者等が存在する火山災害警戒地域に指定された火山（50火山）における土砂災害対策ナビゲーションシステムの構築完了率

0%【R6】 → 34%【R12】 → 100%【R22】

○ 盛土の安全性把握、液状化ハザードマップの策定・高度化

・大規模盛土造成地等のリスク把握に関する対策【農水・国交】

《目標》

大規模盛土造成地を有する市町村（全国：約1,000市区町村）における安全性把握調査完了率

10.9%【R5】 → 65.9%【R12】 → 100%【R18】

都道府県、指定都市、中核市（全国：129 団体）における盛土規制法に基づく規制区域の指定完了率

3.1%【R5】 → 100%【R10】

液状化の発生傾向が比較的強いエリアが含まれる市区町村（全国：約 700 市区町村）におけるリスクコミュニケーションの充実に必要な液状化ハザードマップの作成完了率

8.5%【R6】 → 20%【R12】※

※ 当面は、高度化された液状化ハザードマップを作成した市区町村数の現状値（8.5%）を倍増（20%）し、市区町村におけるリスクコミュニケーションを促進する目標を設定

液状化リスクマップによるリスク把握がなされ、関係者間での共有が図られた都道府県の割合

0%【R6】 → 100%【R11】

○ 地震・火山観測体制の更なる強化

- ・地震津波火山観測網の高度化に関する対策【文科】

《目標》

南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の地殻変動観測のためのシステム（4 システム（令和 6 年度末時点））の整備完了率

0%【R6】 → 100%【R11】

緊急地震速報や震度情報等の適切な発信のため、高精度な新型地震計への更新（1,957 箇所）及び地上回線途絶時にも通信可能な海底津波地震観測網陸上局舎内機器の更新（10 箇所）の完了率

60%【R6】 → 75%【R12】 → 100%【R24】

整備が必要な南海トラフ西側への海底地殻変動観測装置（3 箇所）の設置率

33%【R5】 → 100%【R11】

火山噴出物の観測分析体制の強化と併せて、噴火の時期や場所等の予測のための震源や地殻変動源の高精度な推定等の火山活動評価が可能な観測装置の整備がされている火山（52 箇所）の割合

27%【R5】 → 50%【R12】 → 100%【R27】

- ・安定的な位置情報インフラ提供のための電子基準点網等の耐災害性強化対策【国交】

《目標》

全国の電子基準点網における耐災害性強化対策（機器の更新、省電力化、通信回線冗長化等：3,300件）の完了率

60%【R5】 → 100%【R12】

電子基準点網を健全に機能させるための国土地理院施設の耐災害性強化対策（非常用電源設備、防災監視室及び中央局における電源設備の増強等：20件）の完了率

0%【R6】 → 100%【R12】

- ・ SAR衛星データ等による全国陸域の地殻変動の監視【国交】

《目標》

干渉 SAR 時系列解析の高度化（全時系列解析における ALOS-4 の活用割合の向上）完了率

0%【R5】 → 80%【R12】※

※ 現時点の ALOS-4 のデータを最大限活用した場合に達成される最高水準の干渉 SAR 時系列解析の高度化完了率

- リアルタイム災害危険情報の充実と迅速な避難への活用強化、障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化

- ・ Jアラートによる住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達【総務】

《目標》

Jアラートシステムの更改による、住民の迅速かつ確実な避難が可能となる防災情報の配信が可能となった地方公共団体（全1,741市区町村）の割合

0%【R6】 → 100%【R12】

- ・ 住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進【総務】

《目標》

市区町村（全国1,741市区町村）における防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段（障害者や外国人等への配慮も含めた情報伝達手段）の整備完了率

0%【R6】 → 100%【R12】

《気候変動に対応した流域治水対策等の推進》

気候変動に伴い激甚化・頻発化する大雨や台風、大雪等によってもたらされる気象災害に対し、「適応」と「緩和」の両面から対策を進める。

「氾濫を防ぐ・減らす対策」「被害対象を減らす対策」「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」からなる「流域治水」の取組をハード・ソフトの両面から関係省庁の枠を超えて一体的に推進するとともに、気候変動対策の

国際的な潮流やネイチャーポジティブの考え方を踏まえ、豊かな自然の恵みを生かすグリーンインフラの活用を積極的に推進する。

○ 関係省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進

- ・流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）【国交・農水】

《目標》

気候変動の影響を考慮した河川整備計画へ変更した割合（国管理河川の全 121 計画）

19%【R5】 → 64%【R12】 → 100%【R17】

河川整備計画（国管理河川の全 121 計画）のうち、河川環境の定量的な目標を位置付けた河川整備計画の割合

0%【R5】 → 43%【R12】 → 100%【R17】

気候変動を踏まえた洪水に対応（必要な流下能力を確保）した国管理河川（約 1,500 万 $\text{m}^3/\text{s} \cdot \text{km}$ ）の整備完了率

31%【R5】 → 39%【R12】 → 100%【R62】

気候変動を踏まえた洪水により生じる国管理河川における床上浸水家屋（約 670 万戸）の解消率

20%【R5】 → 39%【R12】 → 100%【R62】

気候変動を踏まえた洪水に対応（必要な流下能力を確保）した都道府県管理河川（約 53 万 $\text{m}^2 \cdot \text{km}$ ）の整備完了率

21%【R6】 → 28%【R12】 → 100%【R72】

気候変動を踏まえた高潮・津波に対応（必要な堤防高を確保）した海岸堤防等（延長約 2,700km）の整備完了率

51%【R5】 → 58%【R12】 → 100%【R52】

まちづくり等と一体となった砂防関係施設（約 36,000 箇所）の整備完了率

31%【R5】 → 41%【R12】 → 100%【R52】

浸水実績地区等（全国：約 37 万 ha（令和 5 年度末時点））における下水道による浸水対策完了率

70%【R5】 → 82%【R12】 → 100%【R22】

浸水実績地区等（全国：約 37 万 ha（令和 5 年度末時点））における
下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率

5%【R5】 → 12%【R12】 → 100%【R40】

人口・資産集積地区（市街化区域・DID 地区等）からの排水を受け
持つ下水処理場等（下水処理場：約 460 箇所、ポンプ場：約 1,700
箇所）における水害時の揚水機能確保完了率

16%【R5】 → 82%【R12】 → 100%【R14】

・「協働防護」による港湾における気候変動適応【国交】

《目標》

民有護岸と公共護岸が混在するふ頭等を有する国際戦略港湾、国際
拠点港湾及び重要港湾（全国 63 港）のうち、気候変動への適応水準
や適応時期に係る共通の目標等を定める「協働防護計画」を作成し
た港湾の割合

0%【R5】 → 11%【R12】 → 100%【R29】

・防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進【農水】

《目標》

防災重点農業用ため池（約 5.3 万箇所（令和 5 年度末時点））におけ
るハザードマップ等ソフト対策の完了率

94%【R5】 → 100%【R12】

全国の防災重点農業用ため池（約 5.3 万箇所（令和 5 年度末時点））
のうち、防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池（防災工事
等推進計画に位置付けのある約 9,000 箇所（令和 5 年度末時点））
における防災工事の着手率

46%【R5】 → 100%【R12】

全国の防災重点農業用ため池（約 5.3 万箇所（令和 5 年度末時点））
のうち、防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池（防災工事
等推進計画に位置付けのある約 9,000 箇所（令和 5 年度末時点））
における防災工事の完了率

30%【R5】 → 83%【R12】 → 100%【R17】

全国の防災重点農業用ため池（約 53,000 箇所（令和 5 年度末時点））
のうち、ため池工事特措法に基づく推進計画に位置付けのある防災

重点農業用ため池（廃止工事を実施するものを除く約 51,000 箇所（令和 5 年度末時点））の劣化状況、地震・豪雨耐性評価の完了率
67%【R5】 → 100%【R12】

・「田んぼダム」等の取組の推進【農水】

《目標》

流域治水プロジェクトに位置付けられた田んぼダム（500,000ha（令和 6 年度末時点））における取組完了率（地域の共同活動による防災・減災の取組を含む）

17%【R5】 → 36%【R12】 → 100%【R35】

・農村地域の総合的な防災・減災対策の推進【農水】

《目標》

湛水被害等のおそれがあり、防災対策（豪雨対策、地震対策、地すべり対策等）を講じる優先度が高い農地等（約 50 万 ha（令和 6 年度末時点））における対策完了率

0%【R5】 → 50%【R12】 → 100%【R18】

・山地災害危険地区等における森林整備対策【農水】

《目標》

全国の人工林（約 1,000 万 ha）のうち、国土保全機能（土砂災害防止機能等）の維持・発揮のために森林施業（再造林等）が必要な人工林（延べ約 726 万 ha）における施業完了率

0%【R5】 → 48%【R12】 → 100%【R20】

山地災害危険地区（約 21 万地区）のうち、最も危険度の高い山地災害危険地区（約 15,000 地区）における森林整備対策着手率

68%【R5】 → 86%【R12】 → 100%【R18】

山地災害危険地区（約 21 万地区）のうち、最も危険度の高い山地災害危険地区（約 15,000 地区）における森林整備対策完了率

54%【R5】 → 64%【R12】 → 100%【R27】

全国的林道路線（約 50,000 路線）のうち、特に重要な林道路線（4,500 路線）における排水施設や法面保全等の整備・強化着手率

59%【R5】 → 80%【R12】 → 100%【R18】

全国の林道路線(約 50,000 路線)のうち、特に重要な林道路線(4,500 路線)における排水施設や法面保全等の整備・強化完了率
52%【R5】→71%【R12】→100%【R27】

・山地災害危険地区等における治山対策【農水】

《目標》

山地災害危険地区(約 21 万地区)のうち、最も危険度の高い山地災害危険地区(約 15,000 地区)における治山対策着手率
68%【R5】→86%【R12】→100%【R18】

山地災害危険地区(約 21 万地区)のうち、最も危険度の高い山地災害危険地区(約 15,000 地区)における治山対策完了率
54%【R5】→64%【R12】→100%【R27】

・森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策の強化【環境】

《目標》

指定管理鳥獣による植生への影響が報告されている調査地点(19,500ha)のうち、林床被度(50%以上)の確保率
35%【R6】→54%【R12】→100%【R27】

・気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保【国交】

《目標》

渇水対応タイムラインの作成を優先的に進める一級水系(58 水系)のうち、作成・公表を完了した割合
55%【R6】→100%【R12】

○ 南海トラフ地震等の巨大地震・津波被害の軽減に資する戦略的な防災インフラ整備

・大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策【国交・農水】

《目標》

南海トラフ地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等(約 830km)の地震・津波対策の対策完了率
83%【R5】→87%【R12】→100%【R42】

南海トラフ地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等(約 330 箇所)の地震・津波対策の対策完了率
77%【R5】→90%【R12】→100%【R22】

南海トラフ地震等の大規模地震が想定されている地域等における
ダム等管理設備（約 1,600 箇所）の耐震整備完了率

82%【R5】 → 86%【R12】 → 100%【R37】

南海トラフ地震等の大規模地震が想定されている地域等における
海岸堤防等（延長約 3,500km）の耐震対策の完了率

65%【R5】 → 69%【R12】 → 100%【R62】

・農業水利施設の耐震化【農水】

《目標》

耐震対策が早期に必要と判明している被災による影響度が極めて
大きい重要度の高い国営造成施設（23 施設）における対策完了率

48%【R5】 → 91%【R12】 → 100%【R16】

○ グリーンインフラの整備・管理

・グリーンインフラを活用した防災・減災対策の推進【国交】

《目標》

グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治
体（150 自治体（令和 12 年度末時点））における取組完了率

16%【R4】 → 100%【R12】

緑の基本計画に浸水被害の軽減に資するグリーンインフラの活用
を位置付けた都市（約 100 都市（令和 4 年度末時点））における取組
完了率

11%【R4】 → 70%【R12】 → 100%【R18】

《複合・2次災害、復旧・復興段階の災害への対応強化》

同時あるいは時間差で発生する複合災害も念頭に、発災後の残存リスクの
管理徹底を図るとともに、安全を確保した上で迅速かつ適切な措置を行える
よう、防災情報の収集・集約・提供の高度化・迅速化や現場対応の自動化・
遠隔操作化を推進する。

○ 発災後の残存リスクの管理、施策間連携強化による効率的・効果的なイ
ンフラ整備

・ICT 施工技術を活用した施工の効率化・省人化に資する対策【国交】

《目標》

中小建設業者における ICT 施工技術の普及に向けた技術基準類（「3
次元起工測量」「3次元設計データ作成」「ICT 建設機械による施工」

「3次元出来形管理等の施工管理」「3次元データの納品」の5基準)の策定完了率

0%【R6】 → 100%【R12】

- ・国土強靱化関連の総合的な防衛体制の強化に資する研究開発等の促進【国交】

《目標》

被災状況の把握や復旧・復興の迅速化、長寿命化や耐久力向上等に資する研究開発案件（センシング、情報処理、無人化・自律化、マテリアル等）の実施率

28%【R6】 → 100%【R12】

- ・河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理の推進【国交・農水】

《目標》

国管理河川の排水機場および国・水資源機構管理ダム等のうち、人口集中地域など早期に措置を講ずべき施設（約580施設（令和5年度末時点））の遠隔操作化の整備完了率

50%【R5】 → 59%【R12】 → 100%【R32】

国管理河川における小規模な樋門等（約4,500施設）の無動力化整備完了率

43%【R5】 → 51%【R12】 → 100%【R57】

国管理河川（約10,000km）における河川巡視の無人化に対応する環境整備（ドローンによる河川巡視のための通信環境の整備：約10,000km）の完了率

0%【R6】 → 22%【R12】 → 100%【R15】

- ・災害後の円滑な復旧・復興を確保するための地籍調査の推進【国交】

《目標》

優先実施地域（土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域を除く地域：188,694km²）における地籍調査の完了率

80%【R5】 → 87%【R11】※

※ 第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年5月26日閣議決定）に基づいた当面の目標値

調査対象地域（全国：287,966km²）における地籍調査の完了率

53%【R5】 → 57%【R11】※

※ 第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年5月26日閣議決定）に基づいた当面の目標値

土砂災害特別警戒区域等の特に緊急性が高い地域(全国:1,323km²)
を対象とした地籍調査の完了率
39%【R5】 → 100%【R12】

・海岸漂着物等に関する緊急対策【環境】

《目標》

自然災害時において海上交通や漁業に影響を及ぼす恐れのある海岸漂着物(約85万トン(令和8年度から令和22年度までの推計累積値))の回収完了率

0%【R6】 → 33%【R12】 → 100%【R22】

・PCB早期処理のための対策【環境】

《目標》

地震や洪水に伴う飛散等により、人体に甚大な被害をもたらす低濃度PCB廃棄物(PCB特措法に基づく届出対象:約30万台(今後廃棄物となる推計量を含む))の処理割合

0%【R6】 → 50%【R12】 → 100%【R17】

《進行するインフラ老朽化への対応》

老朽化の進行に伴う防災インフラの災害耐力の低下は、被害の拡大に直結するため、防災・減災対策と老朽化対策の一体的推進や地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進を図るなど、河川管理施設や砂防施設等の戦略的な維持管理を推進するとともに、ダムの堆砂除去による貯水機能の回復を図る。

○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換

・河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理の推進【国交・農水】

《目標》

国管理河川において、点検結果等を踏まえ早期に措置を講ずべき河川管理施設(堤防:約5,200km、樋門・樋管等:約2,600施設(令和5年度末時点))の修繕等による健全性確保率

60%【R5】 → 72%【R12】 → 100%【R22】

国・水資源機構・道府県管理ダムにおいて、点検結果等を踏まえ早期に措置を講ずべきダム管理施設(82施設(令和5年度末時点))の修繕等による健全性確保率

86%【R5】 → 98%【R12】 → 100%【R17】

国・都道府県管理の砂防関係施設（約 97,000 施設）のうち、重要交通網等を保全する砂防関係施設（約 8,400 施設）の修繕等による健全性確保率

87%【R5】 → 91%【R12】 → 100%【R27】

国・水資源機構管理ダム（129 施設）のうち、早期に堆砂除去が必要なダム（22 施設）の貯水池機能（約 6,670 万 m³（令和 5 年度末時点））の回復率

74%【R5】 → 80%【R12】 → 100%【R27】

国・水資源機構・道府県管理ダム（569 施設）のうち、堆砂除去を効率化するための施設が必要なダム管理施設（66 施設）の整備完了率

0%【R5】 → 29%【R12】 → 100%【R47】

全国の海岸（延長約 13,800km）のうち、長寿命化計画が策定された海岸（延長約 8,200km）における事後保全段階の海岸堤防等の修繕完了率

87%【R5】 → 91%【R12】 → 100%【R28】

・農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策【農水】

《目標》

健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設（水路約 4,200km、施設約 730 箇所）における対策着手率

60%【R5】 → 100%【R12】

健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設（水路約 4,200km、施設約 730 箇所）における対策完了率

0%【R5】 → 70%【R12】 → 100%【R26】

（２）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

大規模自然災害の発生時においても、交通・上下水道・通信・電力・エネルギー等のライフライン機能を可能な限り維持できるよう、確実な点検・診断の実施や災害耐力の低下をもたらす致命的な損傷の早期解消、運営基盤の強化等を推進し、予防保全型メンテナンスへの早期転換を図るとともに、急所となる施設・設備や災害時の重要施設に接続するライフラインの耐災害性強化を図る。

災害により損傷を受けた場合にも早期に機能を発揮できるよう、関連施設の相互連携の強化やリダンダンシー確保、フェーズフリーな仕組みの活用、地域の実情を踏まえた自立分散型システムの導入等を推進し、次世代型ライフラインへの転換を図る。

《進行するインフラ老朽化への対応》

高度経済成長期に整備されたライフラインが一斉に老朽化する中、対応が追い付かず、事後保全型メンテナンスを余儀なくされている施設も多く、重大な損傷発生後の対応に時間とコストを要することで、更なる「災害耐力の低下」を招く事態に陥っている。このような負のスパイラルからの脱却を図るため、AI やドローン等のデジタル等新技術の活用等により、早期に確実な点検・診断を進めるとともに、防災・減災対策と老朽化対策の一体的推進や地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進を図り、緊急的に対策を講じる必要のある要緊急対応箇所を早期解消を図る。

また、総括原価方式等の料金体系の見直しや自立分散型システムの導入、ダウンサイジング、統廃合等を進め、持続可能なライフラインへの転換を図る。

- ・水道料金算定要領（令和7年2月）
- ・水道事業体カルテ（R6公表）
- ・水道事業における官民連携に関する手引き（R6.3改定）
- ・下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン（R6.7）
- ・広域化・共同化計画実施マニュアル（R6.4）

○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換

- ・道路施設の老朽化対策【国交】

《目標》

国及び地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁（約 92,000 橋(令和5年度末時点)）の修繕措置（完了）率
55%【R5】 → 80%【R12】 → 100%【R33】

緊急輸送道路（約 110,000km）等における舗装（約 8,300km(令和5年度末時点)）の修繕措置（完了）率
0%【R5】 → 61%【R12】 → 100%【R38】

- ・農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策の推進【農水】

《目標》

機能保全計画（個別施設計画）で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネル（237箇所）の対策着手率
9%【R5】 → 50%【R12】 → 100%【R21】

機能保全計画（個別施設計画）で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネル（237箇所）の対策完了率
0%【R5】 → 21%【R12】 → 100%【R26】

機能保全計画（個別施設計画）で早期に対策が必要と判明している
林道橋及び林道トンネル（3,252 施設）の対策完了率

30%【R5】 → 71%【R12】 → 100%【R16】

・鉄道施設の老朽化対策【国交】

《目標》

耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められ、予防保全が
必要な鉄道施設（約 470 箇所）の老朽化対策の完了率

27%【R5】 → 79%【R12】 → 100%【R18】

耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められ、予防保全が
必要な青函トンネル施設（約 180 箇所）の老朽化対策の完了率

0%【R6】 → 17%【R12】 → 100%【R54】

・港湾における老朽化対策【国交】

《目標》

全国の港湾（932 港）における老朽化した港湾施設（約 2.5 万施設）
の予防保全対策の完了率

85%【R5】 → 90%【R12】 → 100%【R29】

・航路標識の老朽化等対策【国交】

《目標》

老朽化等対策が必要な航路標識（1,468 箇所）の整備完了率

51%【R5】 → 74%【R12】 → 100%【R22】

・上下水道施設の戦略的維持管理・更新【国交】

《目標》

点検により、更新等が必要となった水管橋（補剛形式：約 760 箇所）
の対策完了率

0%【R3】 → 100%【R12】

⇒「水道施設の点検を含む維持・修繕の
実施に関するガイドライン」
（令和5年3月改訂版）

※「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検
討委員会」等の議論を踏まえ、今後検討

・集落排水施設の耐震性能照査・保全対策【農水】

《目標》

最適整備構想（個別施設計画）で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設（3,400施設）の更新対策完了率

0%【R5】→12%【R12】→100%【R31】

最適整備構想（個別施設計画）で早期に対策が必要と判明している漁業集落排水施設（全国300地区（令和5年度末時点））の対策完了率

0%【R5】→20%【R12】→100%【R27】

- ・漁港施設等の緊急性の高い長寿命化対策の推進【農水】

《目標》

地域において中核となる漁港等（全国1,552漁港）のうち、施設の長寿命化対策が完了した漁港の割合

53%【R5】→80%【R12】→100%【R25】

《南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海型地震等の巨大地震対策等の推進》

迅速な初動対応や早期の復旧・復興を支えるため、陸海空の多モード交通連携により、リダンダンシーの確保・強化を図る。発災後概ね1日以内に緊急車両の通行を確保し、概ね1週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、緊急輸送道路を始めとする道路ネットワークの耐災害性強化を図るとともに、港湾・空港・鉄道駅、道の駅等の交通結節点の防災拠点機能を強化する。

また、被災者の避難生活や地域の経済活動において、水利用環境の維持・確保は不可欠である。将来にわたり維持すべき上下水道の一体的な耐震化等を進めるとともに、地域の実情を踏まえたまちづくりと連携し、自立分散型システムの導入やダウンサイジング、統廃合を進め、持続可能なライフラインへの転換を図る。

さらに、デジタル化の進展に伴い、災害対応のあらゆるフェーズで電力・通信の確保がより重要性を増している。このため、携帯電話基地局等の耐災害性強化、令和6年能登半島地震を受けて更なる取組が進められている通信事業者間のローミング体制の構築等を推進し、災害対策本部の周辺等重要な基地局について発災後24時間の安定的な通信確保を目指す。

○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化

- ・道路ネットワークの機能強化対策【国交】

《目標》

災害に強い道路ネットワークとして必要な高規格道路（約20,000km）の未整備区間（約6,000km（令和2年度末時点））の整備完了率

6%【R5】 → 19%【R12】 → 100%【R66】

災害に強い道路ネットワークとして必要な高規格道路（有料）の4車線化優先整備区間等（約1,100km（令和5年度末時点））の整備完了率

0%【R5】 → 14%【R12】 → 100%【R55】

・道路橋梁等の耐震機能強化【国交】

《目標》

緊急輸送道路（約110,000km）上の橋梁（約65,000橋（令和5年度末時点））の耐震化率

81%【R5】 → 88%【R12】 → 100%【R38】

・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策【国交・総務・経産】

《目標》

電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路（全国約20,000km）における無電柱化着手率

45%【R5】 → 64%【R12】 → 100%【R38】

電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路（約10,000km）※における無電柱化整備完了率

54%【R5】 → 61%【R12】 → 100%【R61】

※ 対策実施の優先度の観点から、市街地等の緊急輸送道路約20,000kmから市街地等の第一次緊急輸送道路に絞り込み

・住宅・建築物の耐震化の促進【国交】

《目標》

緊急輸送道路等（約9,000km）の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの（令和6年4月1日時点公表）（7,291棟）のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

43.6%【R5】 → 60%【R12】※

※ 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、将来的には100%に近い状態を目指す

・渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策【国交】

《目標》

緊急輸送道路（約110,000km）における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所（約1,700箇所（令和5年度末時点））の整備完了率

28%【R5】 → 67%【R12】 → 100%【R19】

・道路の法面・盛土の土砂災害防止対策【国交】

《目標》

緊急輸送道路（約 110,000km）の法面・盛土における対策必要箇所（約 34,000 箇所（令和 6 年度末時点））の整備完了率

67%【R5】 → 76%【R12】 → 100%【R36】

・道路の雪寒対策の推進【国交】

《目標》

雪寒指定道路（直轄区間約 12,000km）のうち交通障害が発生する危険性の高い箇所における雪寒事業対策必要箇所（約 940 箇所（令和 5 年度末時点））の整備完了率

0%【R5】 → 24%【R12】 → 100%【R28】

・鉄道施設の耐震対策【国交】

《目標》

首都直下地震又は南海トラフ地震により震度 6 強以上が想定される地域等の主要鉄道路線等の駅、高架橋等（約 30,000 箇所）の耐震化率

0%【R6】 → 33%【R12】 → 100%【R40】

重い桁荷重を支えるラーメン橋台（約 1,100 箇所）の耐震化率（新幹線鉄道以外）

26%【R5】 → 100%【R9】

・鉄道施設の浸水対策【国交】

《目標》

既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等（約 1,000 箇所）の浸水防止対策の完了率

38%【R5】 → 74%【R12】 → 100%【R24】

・鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策【国交】

《目標》

既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁（約 380 橋梁）の流失・傾斜対策の完了率

35%【R5】 → 80%【R12】 → 100%【R16】

・ 鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策【国交】

《目標》

既往最大規模の降雨により崩壊の恐れがある鉄道隣接斜面(約2,400箇所)の崩壊防止対策の完了率

29%【R5】 → 66%【R12】 → 100%【R19】

・ 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発【国交】

《目標》

全国の港湾(932港)のうち、大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク(港湾計画等に基づく耐震強化岸壁に加え、前面の水域施設、外郭施設、背後の荷さばき地や臨港交通施設等を含めた陸上輸送から海上輸送を担う一連の構成施設:464ネットワーク)の整備完了率

35%【R5】 → 43%【R12】 → 100%【R33】

全国の港湾(932港)のうち、高潮・高波対策(港湾計画等に基づく外郭施設等の防水・止水機能の強化、耐波性能の強化に資する改良等)を実施する必要がある施設延長(170km)の整備完了率

42%【R5】 → 48%【R12】 → 100%【R34】

全国の港湾及び開発保全航路(947箇所)のうち、埋塞対策等(水域施設の埋没対策、海洋環境整備船等の船舶建造・修繕)を行う必要がある港湾及び開発保全航路(100箇所)の整備完了率

4%【R5】 → 15%【R12】 → 100%【R31】

港湾における気候変動対策や災害時の港湾施設の利用可否判断の高度化等に必要な技術基準類(高潮、高波、津波等の作用条件や、岸壁、栈橋、防波堤等の港湾の施設の性能照査方法に関する6項目)の策定完了率

0%【R6】 → 67%【R12】 → 100%【R15】

・ 港湾における津波対策の実施【国交】

《目標》

全国の港湾(932港)のうち、津波対策(港湾計画等に基づく第一線防波堤の整備・粘り強い構造への改良、津波避難施設の整備)を緊急的に行う必要のある港湾(46港)の整備完了率

35%【R5】 → 59%【R12】 → 100%【R27】

- ・ 港湾における走錨事故の防止等に関する対策【国交】
 - <<目標>>
 全国の港湾（932 港）のうち、船舶の避泊水域を確保（港湾計画等に基づく船舶の避難に関連する外郭施設等の整備）する必要がある施設延長（60km）の整備完了率

82%【R5】 → 88%【R12】 → 100%【R26】

- ・ 災害時における自衛隊・海上保安庁の円滑な利用にも資する港湾施設の整備【国交】
 - <<目標>>
 特定利用港湾（20 港（令和 6 年 8 月時点）における岸壁等（63 箇所）の整備完了率

0%【R5】 → 22%【R12】 → 100%【R19】

- ・ 海上保安施設等の耐災害性強化対策【国交】
 - <<目標>>
 耐災害性の強化（非常用電源設備の設置や情報通信体制の強化等）が必要な海上保安施設等（274 箇所）の改修完了率

47%【R5】 → 79%【R12】 → 100%【R19】

- ・ 航路標識の耐災害性強化対策（電源喪失、監視体制強化、信頼性向上、レーダーの耐風速）【国交】
 - <<目標>>
 航路標識（全国：5,125 箇所）のうち、災害時の電源喪失対策が必要な航路標識（103 箇所）の整備完了率

71%【R5】 → 100%【R10】

 - 航路標識（全国：5,125 箇所）のうち、災害時における航路標識の機能異常に対応するため監視装置の導入が必要な航路標識（1,638 箇所）の整備完了率

39%【R5】 → 100%【R12】

 - 航路標識（全国：5,125 箇所）のうち、災害時の信頼性向上及び安定運用に必要な機器等（新光源（LED）機器：460 箇所、耐波浪型 LED 機器：1,480 箇所、船舶通航信号所関連機器：324 箇所、老朽機器：267 箇所）の整備完了率

22%【R5】 → 53%【R12】 → 100%【R17】

航路標識（全国：5,125 箇所）のうち、レーダーの耐風速対策が必要な航路標識のレーダー施設（26 箇所）の整備完了率
42%【R5】 → 100%【R11】

○ 交通結節点等における防災拠点機能の強化

・道路における防災拠点機能強化【国交】

《目標》

道の駅における防災対策（防災上の位置付け（地域防災計画への位置付け）がある道の駅（約 450 箇所（令和 5 年度末時点））の建物の無停電化及び災害時も活用可能なトイレの確保）の完了率
55%【R6】 → 68%【R12】 → 100%【R37】

・滑走路等の耐震対策【国交】

《目標》

航空ネットワークの拠点となる空港（23 空港）における滑走路等の耐震対策の完了率
61%【R6】 → 65%【R12】 → 100%【R17】

・空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策【国交】

《目標》

航空ネットワークの拠点となる空港（23 空港）における護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策の完了率
48%【R6】 → 91%【R12】 → 100%【R22】

・空港無線施設等の電源設備等の浸水対策【国交】

《目標》

全国の空港（95 空港）における空港無線施設等（建物）の津波・高潮等の安全対策の完了率
79%【R6】 → 80%【R12】 → 100%【R22】

・地域防災における空港の拠点化の推進【国交】

《目標》

全国の空港（95 空港）における他空港との連携を空港の業務継続計画（A2-BCP）等に位置付けている計画の策定完了率
0%【R6】 → 100%【R12】

・物流事業者における災害対応力の強化【国交】

《目標》

物流事業者（大企業：全国 689 社）における BCP の策定完了率
41%【R5】 → 100%【R12】

物流事業者（中堅企業：全国 2,840 社）における BCP の策定完了率
17%【R5】 → 80%【R12】 → 100%【R17】

民間物資拠点（全国 1,816 箇所）のうち、災害時に物流拠点としての機能を維持することができる電源設備の導入完了率
19.7%【R5】 → 50%【R12】 → 100%【R24】

・ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築【国交】

《目標》

地方公共団体（全国：1,741 市町村）と物流事業者団体との間の支援物資物流に関する協力協定の締結完了率
62%【R6】 → 80%【R12】 → 100%【R17】

○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化

・上下水道施設の耐災害性強化【国交】

《目標》

2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場（全国：約 2,000 箇所）の停電対策完了率
73%【R4】 → 100%【R12】 「防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策」からの続き

2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、浸水想定区域内にある施設（全国：約 700 箇所）の浸水災害対策完了率

44%【R4】 → 75%【R12】 → 100%【R18】 「防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策」からの続き

給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（約 25,000 箇所）のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合 能登半島地震を契機に追加

15%【R5】 → 34%【R12】 → 100%【R36】

- ・上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果（R6.11）
- ・上下水道耐震化計画

上水道事業者及び水道用水供給事業者（全国：約 1,400 者）における危機管理マニュアルの策定率 能登半島地震を契機に追加

75.4%【R4】 → 100%【R12】 危機管理マニュアル策定指針(R3.3改訂)

水道の急所施設である導水管・送水管（約 62,000km）の耐震化完了率

43%【R5】→59%【R12】→100%【R31】

水道の急所施設である取水施設（約7,600万m³/日）の耐震化完了率
46%【R5】→67%【R12】→100%【R23】能登半島地震を契機に追加

水道の急所施設である浄水施設（約7,100万m³/日）の耐震化完了率
43%【R5】→76%【R12】→100%【R17】

水道の急所施設である配水池（約4,000万m³）の耐震化完了率
67%【R5】→84%【R12】→100%【R18】

下水道の急所施設である下水道管路（約8,400km）の耐震化完了率
72%【R5】→82%【R12】→100%【R25】

下水道の急所施設である下水処理場（約1,700箇所）の耐震化完了率
48%【R5】→62%【R12】→100%【R32】

下水道の急所施設であるポンプ場（約900箇所）の耐震化完了率
46%【R5】→65%【R12】→100%【R25】

・工業用水道施設の耐災害性の強化【経産】

《目標》

工業用水道の基幹管路（全国：約7,900km）の耐震適合率
50%【R6】→65%【R12】→100%【R24】

工業用水道の取水施設（全国の取水施設能力：約2,490万m³/日）の耐震化率
36%【R6】→50%【R12】→100%【R37】

工業用水道の浄水施設（全国の浄水施設能力：約1,590万m³/日）の耐震化率
34%【R6】→50%【R12】→100%【R37】

工業用水道の配水池（全国の配水池有効能力：約140万m³）の耐震化率
36%【R6】→50%【R12】→100%【R37】

工業用水道事業（全国 233 事業）のうち、最大規模の地震を想定した BCP 策定完了率

79%【R6】→ 100%【R12】

浸水害を想定した BCP 等と連携した浸水対策（全国 75 事業）の完了率

39%【R6】→ 75%【R12】→ 100%【R17】

長期の停電を想定した BCP 等と連携した停電対策（全国 233 事業）の完了率

72%【R6】→ 90%【R12】→ 100%【R17】

浸水害が想定される工業用水道事業（全国 75 事業）のうち、浸水害を想定した BCP 策定完了率

60%【R6】→ 100%【R12】

・ 集落排水施設の耐震性能照査・保全対策【農水】

《目標》

避難所などの重要施設へ接続する農業集落排水施設（1,400 施設）における耐震性能照査の完了率

0%【R5】→ 100%【R12】

・ 災害に強い合併処理浄化槽の整備促進【環境】

《目標》

浄化槽整備区域内（単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の総数：約 370 万基（令和 5 年度末時点））における合併処理浄化槽の割合

68%【R5】→ 77.9%【R12】→ 100%【R27】

浄化槽整備区域内の全人口（約 1,300 万人（令和 5 年度末時点））のうち、合併処理浄化槽の整備が完了した区域内の人口の割合

61.4%【R5】→ 72.6%【R12】→ 100%【R27】

○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用

・ 送電網の整備・強化対策【経産】

《目標》

マスタープランを踏まえた送電網（増強運用容量：875 万 kW（広域系統整備計画策定時点））の整備完了率

0%【R6】→ 100%【R12】

- ・災害時に地域の燃料供給拠点となるサービスステーションの機能確保【経産】

《目標》

地域の燃料供給拠点となるサービスステーション（うち令和12年度までに訓練実施予定の全国235箇所）における災害対応訓練実施率

0%【R7】→100%【R12】

○ フェーズフリーな通信システムによる災害時自立性の強化

- ・携帯電話基地局強靱化対策事業【総務】

《目標》

全国の携帯電話基地局約100万局（令和6年3月末時点）のうち、災害対策本部の周辺等、強靱化が求められる基地局における整備完了率

0%【R6】→60%【R12】→100%【R16】

- ・データセンター、海底ケーブル等の地方分散の推進【総務】

《目標》

社会経済活動の災害時持続可能性の強化に資する、国の支援によるデータセンターの分散立地（全国10箇所）の整備完了率

10%【R6】→100%【R9】

災害時における国内通信の耐災害性強化（冗長性確保）に資する、日本を周回する海底ケーブルネットワークの整備完了率

74%【R6】→100%【R9】

災害時における国際的な通信の接続性確保（分散化）に資する、国際海底ケーブルの主な陸揚拠点（全国3拠点）の整備完了率

67%【R6】→100%【R9】

○ 生産・流通拠点等となる漁港の耐震・耐津波・耐浪化

- ・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の推進【農水】

《目標》

水産物の流通拠点や災害時に物資輸送の拠点等となる漁港（全国272漁港（令和5年度末時点））のうち、主要施設（岸壁及び防波堤等）において必要な耐震・耐津波・耐浪化対策が完了した漁港の割合

16%【R5】→40%【R12】→100%【R35】

定期的な離島航路を有する漁港(全国150漁港(令和5年度末時点))のうち、主要施設(岸壁及び防波堤等)において必要な耐震・耐津波・耐浪化対策が完了した漁港の割合

15%【R5】→40%【R12】→100%【R35】

《地方創生やまちづくり計画との連携強化》

災害時における食品サプライチェーンを維持・確保し、食料を安定的に供給するため、生産基盤や流通基盤の耐災害性強化を図る。

○ 地域に不可欠な農林水産業の生業基盤の持続性の確保

・園芸産地事業継続強化対策【農水】

《目標》

非常時の備えが特に必要とされる一定規模以上の農業用ハウスのうち、耐候性基準に合致した事業継続計画の見直しが必要なハウス(約8,000ha)の対策完了率

0%【R2】→100%【R12】

・卸売市場における防災・減災対策のための施設整備の推進【農水】

《目標》

全国の主要な卸売市場(64箇所)のうち、特に早期(今後10年以内)に実施すべき老朽化した卸売市場(全国10箇所)の対策完了率

0%【R6】→20%【R12】→100%【R17】

(3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

AIやドローン、衛星等の革新的なデジタル等新技術は、組合せや使い方の工夫次第で、国土強靱化の取組を飛躍的に進化させる可能性を秘めている。これらの革新的な技術を発災直後の過酷な環境下における初動対応から復旧・復興段階に至るあらゆる災害対応フェーズにおいて積極的に活用できるよう、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進する。

《デジタル等新技術の活用による災害対応力の向上》

日進月歩で進化を遂げる最先端技術の積極活用を進め、災害現場の最前線で対応に当たる支援者の活動環境や、被災者の避難生活の環境改善を図る。これらの技術の活用にあたり、災害時に十分な機能を発揮できるよう、情報

の一元化やデータベース間の相互連携を強化し、更新・管理を徹底する。また、平時からの訓練や事前防災対策の推進にあたって施工管理や維持管理に活用するなど、フェーズフリーな体制を構築する。

○ 国の地方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE 等)

- ・ TEC-FORCE 等に係る機能強化による災害対応力の強化【国交】

《目標》

TEC-FORCE (対象隊員数：約 8,900 人) による被災状況把握等の高度化 (DiMAPS をはじめとした情報集約ツールの開発等) への対応 (訓練・研修・講習の受講) 完了率

13%【R5】 → 100%【R12】

大規模氾濫等に対応 (高揚程化による機能強化) する災害対策用車輛 (排水ポンプ車：約 240 台 (令和 6 年度末時点)) の整備完了率

75%【R6】 → 83%【R12】 → 100%【R22】

国土交通省の庁舎等の防災拠点 (対象：約 890 拠点 (令和 5 年度末時点)) のうち、信頼性の高いネットワーク (大容量化・冗長化した光ファイバ通信、多重無線通信等) を運用できる防災拠点の整備完了率

29%【R5】 → 72%【R12】 → 100%【R17】

- ・ RAIL-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材の ICT 化・高度化【国交】

《目標》

鉄道施設の被災状況調査を行う RAIL-FORCE 隊員のデジタルツールに関わる訓練・研修・講習等 (対象隊員数：約 50 人) への参加完了率

12%【R6】 → 100%【R10】

- ・ 道路システムの DX による道路管理及び情報収集等の体制強化対策【国交】

《目標》

緊急輸送道路 (1 次) における常時観測が必要な区間の CCTV カメラ (約 3,000 箇所) の設置完了率

29%【R5】 → 100%【R12】

- ・ 港湾における災害情報収集等に関する対策【国交】

《目標》

全国の国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び開発保全航路（140箇所）のうち、遠隔かつ早期の現場監視体制を構築するための災害監視システム（みなとカメラ、強震計、海象計、潮位計、ドローン、利用可否判断のための事前解析のうち港湾等の特性に応じて必要となるもの）を緊急的に導入すべき港湾及び開発保全航路（123箇所）における整備完了率

9%【R6】 → 39%【R12】 → 100%【R27】

・災害用装備資機材の充実強化【警察】

《目標》

広域緊急援助隊の災害時の救出救助活動に必要な資機材（近年の豪雨災害等への対応にあたり不足が確認された水難救助セット（ヘルメット、救命胴衣、ブーツ等）：約2,500式）の更新整備の完了率

0%【R6】 → 100%【R12】

・消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策【総務】

《目標》

全消防団（全2,174団（令和6年4月時点））のうち、特に風水害に対応した十分な資機材（排水ポンプ、ボート、浮環、フローティンググローブ、水のう及び高視認性雨衣）を備え、救助活動等を行える消防団の割合

52.8%【R6】 → 100%【R12】

・緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化【総務】

《目標》

緊急消防援助隊（全6,661隊（令和7年3月時点））のうち、特に整備が必要な車両・資機材（特殊装備車両、後方支援車両、情報共有資機材等）を備えた緊急消防援助隊の割合

92%【R6】 → 100%【R12】

航空消防防災体制の充実のため、航空小隊（全77隊（令和7年3月時点））に特に必要な航空機・資機材（消防防災ヘリコプター（消防庁ヘリコプター含む）、ヘリサット地球局、持込型機上装置）の整備完了率

94%【R6】 → 100%【R12】

・消防分野におけるDX・新技術の活用に関する対策【総務】

《目標》

消防防災分野における重要施策推進等を目的とする消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）を活用して実施した DX・新技術の活用に関する実証の完了率

0%【R6】→100%【R12】

モデル事業の対象本部（25箇所）におけるデジタル技術等を活用した新技術の導入による消防活動の省力化・効率化（通報・出動・情報収集・指揮統制・部隊活動等）の取組完了率

0%【R6】→100%【R12】

・自治体庁舎等における非常用通信手段の確保対策【総務】

《目標》

全国47都道府県における、災害時の専用衛星通信網の安定的確保が可能となる地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の整備完了率

21%【R6】→100%【R9】

・消防指令システムの高度化【総務】

《目標》

消防本部（全国：720本部）における耐災害性強化や新技術等に対応した標準仕様等に基づく指令システムの導入完了率

0%【R6】→50%【R12】→100%【R17】

・マイナ救急の全国展開・機能拡充【総務】

《目標》

消防本部（全国：720本部）におけるマイナ救急（救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、傷病者に関する情報を把握する取組）の導入完了率

9.3%【R6】→100%【R12】

・大規模な地震災害にも耐えうる自衛隊施設とするための施設機能の維持・強化【防衛】

《目標》

全国の自衛隊施設の強靱化（建物の建替・改修等：846事業（令和5年度末時点）※）の整備完了率

※ 今後の施設の再配置・集約等の計画見直しを踏まえ、事業数は増減する。

19%【R5】→100%【R11】

○ 一元的な情報収集・集約・提供システムの構築

- ・新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等を活用した一元的な情報収集・集約・提供システムの整備・運用【内閣府】

《目標》

全国自治体等(1,917機関)における新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の利用率

0%【R5】→100%【R12】

全国自治体(1,788団体)における新物資システム(B-PLo)の操作訓練参加率

0%【R6】→100%【R12】

○ フェーズフリーなデジタル体制の構築

- ・建設生産プロセスにおける新技術等の開発・活用を通じた災害対策の高度化【国交】

《目標》

地方整備局の主要な災害時活動拠点(本局・事務所等:89箇所)におけるインフラDXネットワーク(高速・大容量の通信環境)への接続完了率

44%【R6】→100%【R12】

- ・自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策【国交】

《目標》

工種(盛土・掘削・積込み・運搬・押土・敷均し・締固めの7工種)における自動施工機械の技術基準の適用(基準整備、試行工事の実施)完了率

0%【R6】→100%【R12】

- ・防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備【国交】

《目標》

陸域における主要活断層帯の活断層図(全300面)の整備完了率

81%【R6】→100%【R11】

浸水区域の特定に必要な都市部(全国の概ね人口25万人以上の市町村及び特別区:113都市)における1mメッシュ標高データの整備完了率

35%【R5】→100%【R12】

災害情報の共有・一元化のために必要となる、人口が集中する地域（全国 79,735 メッシュ）の地図情報の精緻化完了率
86%【R5】 → 100%【R12】

災害リスク評価の基礎となる平野部における地形分類情報（10 万 km²）の整備完了率
61%【R5】 → 100%【R12】

（４）災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

激甚化・頻発化する大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、社会経済活動を維持・継続させていくためには、民の力を最大限発揮していく必要がある。

災害に強い社会構造への転換に向け、これまで国民一人一人が進めてきた住宅の耐災害性強化や民間企業が進めてきた施設の耐災害性強化、サプライチェーンの複線化、事業継続計画の策定等の取組に加え、地方創生や持続可能なまちづくりとの連携強化により、地域の実情に応じた創意工夫を官民連携で創出する取組を強力に推進する。

《南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震対策の推進》

生活の基盤となる住宅・建築物については、地域によって耐震化の進捗状況に差が生じていることを踏まえ、空家対策等も含めたきめ細かな対応を図るとともに、倒壊により緊急輸送道路の確保の支障となることがないように、沿道建築物の耐震化を推進する。

また、延焼危険性や避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である「著しく危険な密集市街地」の解消を図るとともに、地下街の耐震化・火災対策等を推進し、被害の拡大を防ぐ。併せて、民間企業と連携し、エネルギー・産業基盤の耐災害性強化を推進する。

○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化、地域の防災性向上に資する空家等の除却や活用の促進

・住宅・建築物の耐震化の促進【国交】

《目標》

居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）

90%【R5】 → 95%【R12】

→ 耐震性が不十分なものをおおむね解消※【R17】

※ 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等（11,464棟）のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

92.9%【R5】→耐震性が不十分なものをおおむね解消※【R12】

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

・地域の防災性向上に資する空家等の除却や活用の促進【国交】

《目標》

全国の空家（住宅：約900万戸（令和5年度時点）、ほか建築物等）のうち、特に対応が必要な空家（約20万物件）について、市区町村の取組（空家法に基づく助言、空き家条例に基づく助言・指導・勧告、任意の行政指導等）により対応（改修等による利活用、適切な管理、除却や修繕等）がなされた割合

40.1%【R5】→100%【R12】※

※市区町村の取組実績を踏まえ、当面は全国200,000戸の対応に取り組むとともに、R12年度以降においても更なる取組を実施。

・老朽化した公営住宅の建替等による防災・減災対策【国交】

《目標》

特に老朽化した公営住宅団地（全国の公営住宅：5,500団地（令和6年度時点想定））の更新や老朽化対策のための改修の完了率

0%【R7】→100%【R12】

○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進

・密集市街地等の改善に向けた対策の推進【国交】

《目標》

著しく危険な密集市街地の面積（全国：5,745ha（平成23年度末時点））の解消率

71%【R5】→100%【R12】

・火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進【総務】

《目標》

モデル自治体（45団体）のうち、危険性が高いエリアの全世帯への感震ブレーカーの設置を完了した自治体の割合

0%【R6】→100%【R12】

・地下街の耐震性向上等に関する対策【国交】

《目標》

地下街等防災推進計画に基づく耐震対策（全国：77箇所（令和5年度末時点））が完了した地下街の割合

78%【R5】 → 86%【R12】 → 100%【R25】

《保健・医療・福祉・廃棄物処理等の環境改善・充実》

災害時に必要となる保健・医療・福祉サービスを提供するため、施設の耐災害性を強化し、平時の体制を最大限維持・継続するとともに、追加的な需要に対応するため、医療コンテナ等の新技術の活用環境の整備を推進する。

また、被災地の良好な衛生環境を確保し、救助活動や復旧活動を円滑に実施するため、一般廃棄物・災害廃棄物の処理体制の充実強化を図る。

○ 保健医療福祉支援の体制・連携強化、災害拠点病院を始めとする医療機関の耐震化、非常用電源・通信等の整備

・医療施設の耐震化【厚労】

《目標》

全国の災害拠点病院等（災害拠点病院（全国771施設）、救命救急センター（全国298施設）、二次救急医療機関（全国3,592施設））の耐震化率

82.5%【R4】 → 90%【R12】 → 100%【R23】

・災害拠点病院等の自家発電設備の強化等【厚労】

《目標》

全国の災害拠点病院等（災害拠点病院（全国705施設）、救命救急センター（全国274施設）、周産期母子医療センター（全国328施設）、二次救急医療機関（全国1,968施設））における非常用自家発電設備設置率

92%【R4】 → 100%【R12】

・災害拠点病院等の給水設備の強化【厚労】

《目標》

全国の災害拠点病院等（災害拠点病院（全国705施設）、救命救急センター（全国274施設）、周産期母子医療センター（全国328施設）、二次救急医療機関（全国1,968施設））における給水設備整備完了率

76%【R4】 → 91%【R12】 → 100%【R17】

・医療用コンテナ活用の検討【厚労】

《目標》

可動性のある医療コンテナを有する三次医療圏（全52医療圏）の割合

63%【R6】 → 100%【R12】※

※ 災害時の利活用方法について厚生労働科学研究等を通じ検討を進めつつ、R12以降も各都道府県全体で各二次医療圏1基以上に相当する個数の医療コンテナ（災害時に利用可能な可動性を有するもの）保有を目指す等導入拡大を図る

・ 社会福祉施設等の耐災害性強化対策【厚労・こども】

《目標》

廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等(全国約22万施設)の耐震化率

99.47%【R2】 → 99.71%【R12】 → 100%【R52】

廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等(全国約22万施設)のうち、倒壊の恐れのあるブロック塀の改修が必要とされる施設(全国約500施設)の対策完了率

20%【R4】 → 53%【R12】 → 100%【R52】

廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等(全国約22万施設)のうち、洪水、内水、高潮または津波による浸水が想定される区域内にある等、水害対策（止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保等）が必要とされる施設（全国約4,200施設）の対策完了率

4%【R4】 → 24%【R12】 → 100%【R37】

廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等(全国約22万施設)のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備（3日分の電力確保）の強化が必要とされる施設（全国約7,600施設）の対策完了率

12%【R4】 → 49%【R12】 → 100%【R20】

○ 一般廃棄物・災害廃棄物の処理体制の充実・強化

・ 一般廃棄物処理施設の防災機能の向上への支援【環境】

《目標》

竣工・稼働後25年以上経過した施設のうち、緊急性が認められる一般廃棄物処理施設（約2,500施設（令和5年度末時点））の整備・更新の完了率

17%【R5】 → 30.8%【R12】 → 100%【R32】

《地方創生やまちづくり計画との連携強化》

安全・安心なまちづくり・地域づくりには相当程度の時間を要することを踏まえ、災害リスクを含む地域特性を踏まえた長期的な視点に立ち、計画策

定段階から、地方公共団体の総合計画や立地適正化計画等のまちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化を図る。また、事前復興まちづくり等の防災まちづくりを強力に推進する。

○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進、国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化

- ・ 災害に強い市街地形成に関する対策【国交】

《目標》

災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域（569 市区町村（令和5年度時点））のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が概成した割合

9.0%【R5】 → 45%【R12】 → 100%【R25】

大規模地震対策が必要な市区町村（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域及び南海トラフ地震防災対策推進地域の市区町村：約 1,100 市区町村）における事前復興まちづくり計画等の策定完了率

3%【R6】 → 9%【R12】 → 20%【R25】※

※ 当面は、津波等により、甚大な被害が想定される沿岸部等の市区町村を中心に事前復興まちづくり計画等を策定し、市区町村における事前復興まちづくり計画等の策定を普及促進する目標を設定

（5）地域における防災力の一層の強化

自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する災害対応に適応するため、自立と連携の両面から地域防災力の強化を図る。

被災地において被災者が安全・安心して生活できる避難所環境や支援者が最大限の力を発揮できる活動環境の整備を推進し、地域の災害時自立性の強化を図るとともに、長期に及ぶ避難生活や復旧・復興を持続的に支援できるよう、広域連携体制の強化を図る。

なお、実施中期計画では、半島・離島等の条件不利地域における国土強靱化施策についても、その他地域において進める当該施策とあわせて全国的な施策として位置付けることとし、各地域特性を踏まえた目標の設定や当該目標の達成に向けた施策の実施については、半島・離島等の関連法に基づき別途策定される計画等の下で具体的に推進するものとする。

《避難所環境の改善・充実》

被災地における災害時自立性の強化を図るため、避難所となる施設の耐震化や障害者・高齢者・こども・外国人等の要配慮者の安全・安心を確保するための環境整備、水・電力等の自立分散型システムの導入等を推進する。

また、新たに整備されるプッシュ型支援物資の分散備蓄拠点や「新物資システム (B-PLo)」の管理・更新を徹底するとともに、官民連携でキッチンカーやトレーラーハウスなどの移動式車両・コンテナの活用環境の整備を進め、広域連携体制の強化を図る。

○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善、避難地や救援・救護活動等の拠点の整備・機能強化、国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化

- ・避難所の生活環境改善対策とそのための備蓄の推進【内閣府】

《目標》

キッチンカー・トレーラーハウス等の登録制度に登録された車両等の支援範囲に含まれる都道府県の割合

0%【R6】→100%【R9】

避難所運営に係る好事例を周知した都道府県の割合

0%【R6】→100%【R12】

- ・避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進【国交】

《目標》

防災拠点や避難地等の確保を図るために整備が必要な防災公園（全国268箇所）の対策（避難場所となる運動施設、支援部隊の活動拠点となる広場、災害応急対策に必要な備蓄倉庫・発電施設等の整備）完了率

48%【R5】→100%【R12】

広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園（約1,500箇所）における災害時に活用可能なトイレの確保率

17%【R4】→50%【R12】※

※ ソフト施策により災害時のトイレ機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用トイレの整備により災害時のトイレ機能を確保することとして目標を設定

広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園（約1,500箇所）における災害時に活用可能な給水施設の確保率

災害時地下水利用ガイドライン (R6.3)

28%【R5】→50%【R12】※

※ ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定

- ・ 予防保全型管理への転換やストックの適正化に資する都市公園の老朽化対策の推進【国交】

《目標》

インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園（約75,000公園（令和5年度時点））のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を完了した都市公園の割合

51%【R5】→100%【R12】

○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化（耐震化、熱中症対策・寒冷地対策等）

- ・ 学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化（国立学校）【文科】

《目標》

避難所や防災拠点等にもなる国立大学法人等のうち、点検等により早急な対応が必要とされた施設（築45年以上かつ200㎡を超える棟に存在する落下・崩落の危険性のある非構造部材（天井、外壁、内壁、窓・ガラス、照明器具）：600万㎡）・設備（避難所機能の確保に必要な主要配管・配線：4,564km、基幹設備：5,991台）の老朽化対策（落下・崩落対策等）完了率

68.5%【R5】→76.4%【R12】→100%【R27】

- ・ 学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化（公立学校）【文科】

《目標》

避難所等にもなる公立小中学校の体育館等（体育館、武道場：32,616室）における空調設備の設置完了率

18.9%【R5】→68.1%【R12】→100%【R17】

避難所等にもなる公立小中学校におけるトイレの洋式化（420,891基）の整備完了率

68.3%【R5】→100%【R12】

避難所等にもなる公立小中学校におけるバリアフリー化（201,619箇所）の整備完了率

67.8%【R4】→100%【R12】

避難所等にもなる公立小中学校施設のうち、点検等により早急な対応が必要とされた施設（築 45 年以上かつ 200 m²を超える棟に存在する落下・崩落の危険性のある非構造部材（天井、外壁、内壁、窓・ガラス、照明器具）：3,937 万 m²）の老朽化対策（落下・崩落対策）完了率

28.5%【R4】→ 49.1%【R12】→ 100%【R27】

- ・学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化（私立学校）【文科】

《目標》

避難所等にもなる私立学校施設の構造体（15,732 棟及び 6,683 万 m²）の耐震対策完了率

92.9%【R4】→ 100%【R10】

避難所等にもなる私立学校施設の非構造部材（吊り天井等 6,688 棟及び吊り天井等以外 7,833 校）の耐震対策完了率

39.4%【R4】→ 65.8%【R12】→ 100%【R22】

避難所等にもなる私立学校（1,207 校）におけるバリアフリー化の整備完了率

37%【R4】→ 65.0%【R12】→ 100%【R22】

- ・公立社会体育施設の耐震化・防災機能強化【文科】

《目標》

避難所等にもなる公立社会体育施設（11,741 施設）における構造体の耐震対策完了率

87%【R5】→ 100%【R10】

避難所等にもなる公立社会体育施設（11,741 施設）のうち、空調設置が必要と認められる室（6,280 室）における空調設備の設置完了率

27.1%【R5】→ 35.7%【R12】→ 100%【R65】

- 避難所等における再生可能エネルギーを活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築

- ・避難施設等への自立分散型再エネ設備等の導入推進対策【環境】

《目標》

指定避難所（約 82,000 箇所）等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等（4,000 箇所）における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率

21%【R5】 → 62.5%【R12】 → 100%【R17】

《官民連携による地域防災力の向上》

平時、災害時、復旧・復興という一連の政府の災害対策をリードする指令としての役割を担う防災庁を設置するとともに、国の地方支分部局等の応援組織の充実強化を図る。

また、「地域の守り手」となる建設業の担い手確保対策や、新たに創設される「被災者援護協力団体」の登録制度等の運用を通じた NPO やボランティア団体の協力体制の強化のための取組を推進し、官民連携で地域防災力の向上を図る。

○ 政府の機能の強化

- ・ 防災庁の設置【内閣官房】

《目標》 令和 8 年度中に防災庁を設置

○ 国の地方支分部局等の応援組織の充実強化・活動拠点の耐災害性強化、広域エリア（地方ブロック単位等）における官民連携体制の強化

- ・ 災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保【国交】

《目標》

災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎（全国 124 施設）のうち被災時の機能確保が必要な施設（全国 88 施設）における対策（電力確保のための改修、劣化箇所の改修等）の完了率

0%【R6】 → 42%【R12】 → 100%【R24】

○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備

- ・ 災害ボランティア等の多様な主体との連携促進【内閣府】

《目標》

都道府県域における災害中間支援組織の設置率

45%【R5】 → 100%【R12】

全国の地方公共団体（1,741 市町村）の地域ボランティア人材育成研修等の開催完了率

1%【R5】 → 50%【R12】 → 100%【R17】

- ・防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策【国交】

《目標》

国・都道府県・市町村（全国：1,928 団体）における建設キャリアアップシステム活用工事の導入完了率

6.8%【R5】→100%【R12】

国・都道府県・市町村（全国：1,928 団体）における公共工事の週休2日工事又は交替制工事の制度の導入完了率

25.1%【R5】→100%【R12】

《地方創生やまちづくり計画との連携強化》

国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な国民的財産である文化財は、復旧復興段階における被災地の心の支え、原動力となる。頻発・激甚化する災害により滅失・き損することがないように、文化的価値が高く、多くの来場者が立ち入る世界遺産・国宝等について、重点的に対策を講じる。

○ 重要な文化財等の防災対策の推進

- ・国指定等文化財の耐震対策・防火対策の推進【文科】

《目標》

不特定の者が立ち入る国宝・重要文化財（建造物：全国1,997 棟）のうち、特に優先して対策すべきもの（公開時の1日の来場者数が100人以上等の公共所有・管理の建造物：194 棟）に係る耐震対策の完了率

47%【R6】→72%【R12】→100%【R17】

不特定の者が立ち入る世界遺産・国宝（建造物：全国236 件）・大規模な重要文化財（建造物：全国136 棟）のうち、特に優先して対策すべきもの（世界遺産・国宝：調査等により防火機能の低下が判明した建造物：107 件、重要文化財：公開時の1日の来場者数が100人以上等の建造物：42 棟）に係る防火設備の老朽化対策等が完了した割合

30%【R6】→99%【R12】→100%【R17】

- ・史跡・名勝・天然記念物の水害・老朽化対策【文科】

《目標》

史跡等に所在する災害時のリスクが高い斜面等（全国：1,200 箇所）のうち、特に優先して対策すべきもの（世界遺産、特別史跡等に所在する斜面等：250 箇所）に係る水害・老朽化対策の完了率

0%【R6】→100%【R12】

史跡等（全国 111 箇所）の石垣悉皆調査及び石垣耐震診断の完了率
6%【R6】→60%【R12】→100%【R17】

史跡等（全国 111 箇所）の石垣悉皆調査及び石垣耐震診断に基づく
保全対策の完了率
0%【R6】→3%【R12】→100%【R27】

- ・利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備【環境】
《目標》
国立公園、国定公園及び国民公園等における利用者の安全確保や国土
の荒廃を防止するための対策（要対策箇所：1,726 箇所）の完了率
44%【R6】→81%【R12】→100%【R22】

《初動対応や復旧・復興の効率化に資する社会受容性の向上》

国民一人一人の防災意識の向上を図り、安全確保のための不便・不利益に
対する社会受容性の向上に向けた取組を推進する。

○ 防災意識の向上による「自助」「共助」の取組強化

- ・国民の防災意識の向上【内閣府】
《目標》
防災に係る普及啓発イベント（ぼうさいこくたい）への団体（行政、
学術界、民間企業等：400 団体（毎年度））参加率
96%【R5】→100%【R12】

2 対策の事業規模

第3章において示した計画期間内に実施すべき施策について、その推進が
特に必要となる施策は第4章—1のとおりであり、その事業規模は、今後5
年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等
の影響については予算編成過程で適切に反映する。また、対策の初年度につ
いては、経済情勢等を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討する
こととし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等
を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融资のほか、民間事業者等による事業が想定されている。

第5章 フォローアップと計画の見直し

第3章において示した計画期間内に実施すべき施策については、定期的に進捗状況のフォローアップを行い、その結果については、基本計画に基づき国土強靱化推進本部が取りまとめる年次計画において整理し公表するものとする。その際、第3章及び第4章において示した目標（重要業績評価指標（以下「KPI」という。））の進捗状況等を確認するとともに、「新たな国土強靱化基本計画に基づく国土強靱化施策の推進及び実施中期計画の策定に向けた国土強靱化施策の実施状況の評価の在り方」（令和6年1月23日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）を踏まえ、KPIの継続的な改善を図ることとし、第4章において示した推進が特に必要となる施策については、予算の確保やその執行状況も含めてフォローアップを行うものとする。併せて、災害経験から得られた知見を確実に継承していくため、対策の課題や効果についてとりまとめ、効果的に発信する。

また、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定地域のほか、半島・離島等の条件不利地域については、関連計画等における国土強靱化施策の位置づけ等を踏まえ、当該計画等のフォローアップと連携し、地域別の進捗状況等を確認するものとする。

加えて、人口減少・少子高齢化を背景に担い手の減少や高齢化が進展し、人材の需要と供給にギャップが生まれつつある分野もあることから、将来の担い手確保・育成やデジタル等新技術の活用による生産性向上、広域連携による相互補完のための体制整備等の事業実施環境の整備については対応が急務である。関連施策を強力に推進するとともに、効果の確認が可能となるよう、評価に必要なデータ収集を進めるものとする。

これらの取組を通じ、実施中期計画の見直しが必要と認められる場合には、第2章に示した実施中期計画の計画期間の終了を待たず、見直しを行うものとする。

さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。

上下水道地震対策検討委員会報告書 概要

令和6年能登半島地震における上下水道施設
被害と今後の地震対策、災害対応のあり方

～災害に強く、持続可能な上下水道システムの構築に向けて～

上下水道地震対策検討委員会 最終とりまとめ 概要

- 能登半島地震では「水」が使えることの重要性・公共性があらためて認識
- 今般の被害を踏まえつつ、上下水道の地震対策を強化・加速化するため、関係者一丸となって取組を推進 **国土強靱化計画は、地震対策検討委員会の提言をベースに作成されている！**

被災市町での整備の方向性

- 復興まちづくりや住民の意向等を踏まえつつ、**分散型システム**活用も含めた災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備
- **代替性・多重性**の確保と、事業の効率性向上とのバランスを図ったシステム構築
- 人口動態の変化に柔軟に対応できる等の**新技術**の積極的な導入
- 台帳のデジタル化や施設の遠隔監視などの**DX**の推進
- **広域連携**や**官民連携**による事業執行体制や災害対応力の更なる強化等

今後の地震対策

- 上下水道システムの「**急所**」となる施設の耐震化
- 避難所など重要施設に係る**上下水道管路の一体的な耐震化**
- 地すべりなどの地盤変状のおそれのある箇所を避けた施設配置
- **可搬式浄水施設・設備／汚水処理施設・設備**の活用などによる代替性・多重性の確保
- マンホールの浮上防止対策・接続部対策
- 人材の確保・育成や**新技術の開発・実装**等

上下水道一体の災害対応

- 国が上下水道一体の全体調整を行い、**プッシュ型**で復旧支援する体制の構築
- 処理場等の**防災拠点化**による支援拠点の確保
- **機能確保優先**とした上下水道一体での早期復旧フローの構築
- 点検調査技術や復旧工法の**技術開発**
- **DX**を活用した効率的な災害対応
- **宅内配管**や汚水溢水などの被害・対応状況の早期把握、迅速な復旧方法・体制の構築等

～最新情報の確認の仕方～

○共通

国土交通省

Google 検索 文字サイズ変更 標準 拡大 音声読み上げ・ルビ振り 検索方法

ホーム・ 国土交通省について・ 報道・広報・ 政策・法令・予算・ オープンデータ・ お問い合わせ・申請・

上下水道

水管理・国土保全トップ・上下水道トップ・新着情報・審議会・委員会・サイトマップ・English

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 上下水道

トピックス

- 上下水道DX技術カタログを公開しています。(令和7年3月28日) **NEW**
- 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会を開催しました。(令和7年3月26日)
- 令和7年度上下水道関係予算の概要(令和6年12月)を掲載しました。(令和6年12月27日)
- 令和5年度下水道管路メンテナンス年報を公表しました。(令和6年10月24日)
- 令和6年度「循環のみで下水道員」受賞団体の取組を掲載しています。(令和6年9月10日)

新着情報

- 上下水道サービスの持続性確保に向けた上下水道DXの推進方針を検討します
～第3回上下水道DX推進検討会を開催～(2025年4月8日) **NEW**
- 令和7年度 応用研究(下水道)で実施する研究テーマについて(2025年3月28日)

最新の情報が確認できる。

審議会や検討会については、トピックスまたは新着情報から確認できる。

○水道の場合

関連情報

- > **通知・事務連絡**
- > 審議会・検討会等
- > 会議・研修会等
- > 報告書・手引き等
- > 水道技術管理者について
- > パブリックコメント

- 「通知・事務連絡」では、直近で国交省が水道事業者等に通知している内容が確認できる。
- 「報告書・手引き等」では、国交省が出している水道関係の報告書が確認できる。

○下水道の場合

基本情報

- 組織
- 法律
- 税制
- 下水道の計画
- **ガイドライン等**
- パンフレット等
- セーフティネット
- 報道発表資料
- リンク集

- 「ガイドライン等」では、様々なガイドラインやマニュアルが確認できる。
- 「セーフティネット」では、事故情報やそれに関連する情報を確認できる。
- 「報道発表資料」では、最新のトピックスが確認できる。